

医療法人宏友会 デイサービスセンター城山クラブ運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人宏友会 デイサービスセンター城山クラブ(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員(さとう内科医院と連携して対応)、機能訓練指導員及び介護職員等の従業者(以下「従業者」という。)が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者又は事業対象者(以下、「利用者」という。)に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活に必要な介護及び機能訓練を行う。
- 2 従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 3 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスにおいては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止を資するよう、その目標を設定し計画的に行うものとする。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人宏友会 デイサービスセンター城山クラブ
- ② 所在地 長崎市 城山町18番19号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- ① 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理、指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの利用申し込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 3名(常勤3うち兼務3名)
生活相談員は、通所介護計画書を作成し、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営む事が出来るよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。
- ③ 看護職員 非常勤1名(非常勤兼務1名)
さとう内科医院と連携して対応。(将来は、1名以上置くよう努める。)
- ④ 介護職員 5名以上(常勤4名以上、うち兼務2名、非常勤1名)
介護職員は、通所介護計画書を作成し、入浴介助等の生活上必要な介護を行う。
- ⑤ 機能訓練指導員 2名(非常勤兼務1名、非常勤1名)
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月14日から8月15日、12月31日から1月2日までを除く。
- ② 営業時間は、午前8時15分から午後5時30分までとする。サービス提供時間は、午前9時15分から午後4

時20分までとする。

③ サービス提供時間を超えての通所介護の延長は、原則として行わない。

(指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員と利用対象者)

第6条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員は15名とする。

(指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの内容)

第7条 事業の内容は、下記に掲げるとおりとする。

- ① 生活指導、相談援助
- ② 健康チェック
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 食事の提供
- ⑤ 入浴介助
- ⑥ 送迎

(指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの利用料その他の費用)

第8条

- 1 指定地域密着型通所介護を提供した際の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際の利用料の額は、長崎市が定める額とする。当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合の負担割合に応じた額とする。
- 2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスに要した送迎の費用は、利用者とは相談の上、1kmあたり30円を徴収する。
- 3 食費は、650円を徴収する。
但し、利用者の都合で、利用を休む時は、利用日の前日午後5時まで、また、前日が、日、祝日等休日の場合は、その前日の午後5時まで、「利用を休む。」旨の連絡がないときは、食費は、徴収する。
- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他必要な場合には、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じなければならない

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地区は、長崎市(富士見町、城山町、宝栄町、竹の久保町、春木町、城栄町、花園町、青山町、若草町、立岩町、金堀町、城山台、小江原、梁川町、淵町、稲佐町、曙町、手熊町、上浦町、柿泊町、小江町、江里町、緑が丘、清水町、白鳥町、西町、柳谷町、西北町、千歳町、泉町、)とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者はサービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることが出来るよう留意するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。(地域住民にも避難訓練への参加の働きかけを行う)

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く)に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の質的向上を図るため定期的に研修の機会を次のとおり設けるものとし、勤務体制の整備に努める。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情に迅速に対応する。
- 5 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護(指定予防通所事業)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 宏友会 さとう内科医院が定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- 1 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第15条 記録の保存

事業所は指定地域密着型通所介護(指定予防通所事業)に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(衛生管理等)

第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護(指定予防通所事業)の提供を継続時に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下業務継続計画という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携など)

第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下運営推進会議という)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(苦情処理)

第19条 指定地域密着型通所介護(指定予防通所事業)の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村からの質問もしくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は提供した予防通所事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは検査に応じ及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合において、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第20条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

附 則;この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則;この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則;この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則;この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則;この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則;この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則;この規定は、平成27年11月1日から施行する。

附 則;この規定は、平成29年1月1日から施行する。

附 則;この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則;この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則;この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則;この規定は、令和6年2月1日から施行する。